

3 契約に当たっての基本的な考え方

(1) 契約者について

支援費制度においては、利用者が事業者から直接サービスの提供を受ける仕組みとなっていることから、原則として利用者本人と事業者の間でサービスの利用に係る契約を締結する必要がある。何らかの支援があれば本人の意思を確認できる知的障害者については、本人の意思により本人が契約できるよう、福祉サービス利用援助事業を活用すること等により、本人に対する必要な支援が行われることが重要である。

また、契約の締結にあたって成年後見制度の利用が必要となる場合があることから、国としては、成年後見制度の利用の支援策について検討を行っているところである。

なお、成年後見制度の十分な活用、普及が図られるまでの間は、利用者本人の意思を踏まえることを前提に、本人が信頼する者が本人に代わって契約を行うことも、サービスの円滑な利用を確保するためにやむを得ない場合があるものと考えている。

なお、児童居宅サービスを利用する場合は、保護者が事業者と契約を締結することとなる。その他のサービスであって20歳未満の未成年者がサービスを利用する場合にあつては、未成年者本人が法定代理人（親権者及び未成年後見人）の同意を得て事業者と契約する方法と、法定代理人が未成年者に代って事業者と契約する方法がある。

(2) 契約の相手方である事業者・施設が行うべき事項について

ア 社会福祉法第76条において、社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスの利用を希望する者からの申込みがあつた場合には、その者に対し、当該福祉サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければならないこととされていることから、事業者指定基準省令の運営基準において、支援費支給決定を受けた利用者からのサービスの利用申し込みに際

しては事業者から当該利用者に対して、施設の目的や運営方針、施設の概要、職員の勤務体制等の重要事項について書面を交付して説明する旨の規定を置くことで検討しているところである。

イ 社会福祉法第77条の規定により、社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- ① 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- ② 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容
- ③ 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ④ 当該福祉サービスの提供開始年月日
- ⑤ 福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口

ウ なお、支援費支給決定を受けた利用者と事業者の間でサービスの利用に係る契約を締結する必要があるが、当該契約は、書面で行うことが望ましい。